

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	省庁番号	管理コード	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	要望理由	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
中小企業信用保険法第2条	中小企業信用保険上、NPO(非営利法人)は信用保険の対象外としている。	b	l	NPOが中小企業と扱われていない現状において、財政支援を伴う信用保険の対象とすることは是非を検討するためには、NPOの活動実態や収益事業の状況、さらには資金ニーズや民間金融機関の貸出動向等の実態を把握の上、検討することが必要。 この点、各地域の信用保証協会が自らの判断でNPOに保証を行うことは信用保証協会法上は可能であり、一部の保証協会においては、NPOに対する保証制度があるが、民間金融機関の利用実績は極めて限定的である。 今後は、これら民間金融機関の動向も踏まえ、中小企業振興の観点からの必要性を含め、総合的に検討する必要がある。		z15001	経済産業省	信用保証協会の保証対象の拡大	5021	5021016			都銀懇話会	16	A	信用保証協会の保証対象の拡大	・特定非営利活動促進法に基づき設立されるNPO法人による信用保証協会の保証利用を可能とする。			・NPO法人には、中小零細法人が多い、主な収入源は会費や寄付等であり、資金的に不安定、NPO法人による信用協会保証の利用が認められれば、資金調達手段の拡大に資する。 ・NPO法人の多くは医療・福祉分野関連、NPO法人と同様に非営利団体である医療法人、社会福祉法人は信用保証協会利用が可能であるのに対し、バランスを失っている。 ・こうしたことから、少なくとも、特定非営利活動促進法に基づき設立されるNPO法人については、信用保証協会保証の対象に追加すべき。	中小企業信用保険法第2条	
中小企業信用保険法施行令第1条の3、 中小企業信用保険法施行規則第1条の3	中小企業信用保険法施行規則上、再生ファンド及びサービスに対して信用保証協会の保証付き債権が譲渡された場合に保険関係が継続する要件を、整理回収機構や中小企業再生支援協議会などの再生計画に基づく場合等に限定している。	c		平成17年6月20日に取りまとめられた中小企業政策審議会基本政策部会の報告において、保証付債権の譲渡については十分な再生可能性がある計画に基づくことが必要であるため、保証付債権の譲渡が認められる場合は、中小企業再生支援協議会の再生計画により妥当と判断される場合等に限り、るべきの指針がなされている。 この点を踏まえ、今般政令改正等を行い、 中小企業再生支援協議会等の公的再生支援機関が策定支援した再生計画及び 私的整理ガイドラインに基づいた再生計画 による譲渡のみ認めることとしているところ。 いずれの場合も再生計画を活用するのは民間金融機関であること、 については民間の策定した再生計画であっても認められること、 そして本制度改正はこれまでの要望も踏まえて実施したことであり、今後、民間金融機関による積極的な企業再生の取組みが期待される。		z15002	経済産業省	信用保証協会保証付債権の譲渡に係る規制緩和	5021	5021025			都銀懇話会	25	A	信用保証協会保証付債権の譲渡に係る規制緩和	・サービスや再生ファンドに対する保証付債権の譲渡が認められる要件について、整理回収機構や中小企業再生支援協議会の再生計画に基づく場合等に限定しない。			・企業再生については、中小企業庁や整理回収機構をはじめとする「官」における取組みとともに、民間での取組みも進められてきている。こうしたことを踏まえれば、協会保証付債権の譲渡対象を整理回収機構や中小企業再生支援協議会の再生計画に基づく場合等に限定する必然性はない。 協会保証付債権の譲渡範囲に関する条件が緩和されれば、民間の企業再生の枠組みの中での利用が拡大し、柔軟かつ迅速な不良債権処理に資する。また、これによって、民間サービスやファンド事業のマーケット拡大も期待される。	中小企業信用保険法施行令第1条の3、 中小企業信用保険法施行規則第1条の3	
		c		当省主管の国家資格については、各資格により要件も様々であるが、総じて高い専門能力を求められるものであり、その能力を証明する試験の実施においても公平性・中立性が求められることから、一概に試験の実施について開放することはできない。		z15003	全省庁	独立行政法人並びに、政府管掌の公益法人、社団・財団法人等が運営実施している国家資格試験業務の、民間への委託開放を希望致します。	5026	5026001			(株)アイ・イーシー	1	B	独立行政法人並びに、政府管掌の公益法人、社団・財団法人等が運営実施している国家資格試験業務の、民間への委託開放を希望致します。	国家資格試験の受付事務から採点処理、合否判定・通知業務までの一連の作業事務は、民間で十分に対応出来る内容であり、且つ効率、効果的な運用が大幅に改善できると鑑みてます。 管理栄養士・社会福祉士・衛生管理者(厚生労働省)、行政書士(総務省)、国内旅行業取扱主任者・一般旅行業取扱主任者・マンション管理士・管理業務主任者、宅地建物取引主任者(国土交通省)、危険物取扱者(消防庁)の試験業務の規制撤廃および民間への業務開放を要望致します。	試験業務に付随する一切のアウトソーシングを事業主体として取組んでおります。	政府管掌でなくてはならない明確な事由が、見当たらないこと、民間に出来ない事由が明確でない事による国家資格試験の民間開放を要望致します。	全省庁で定められている国家試験ごとの、省令等により、公益法人、資格認定事業団体でしか、取り扱いが出来ないとなっているもの、各資格の業法および、法律	法律等で指定された資格認定事業者以外でも、取り扱いができる国家試験業務の事務請負の民間への開放および規制の緩和・撤廃を要望致します。	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	省庁番号	管理コード	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
特許法第99条第1項 信託法第12条	特許法第99条第1項では、通常実施権の設定を登録していなければ、それを第三者に対抗することはできないとされています。しかし、信託法第12条において詐害目的の信託の取消が可能とされているため、特許権者が通常実施権者(未登録)との契約を無視して特許権等を信託譲渡した場合、通常実施権者(未登録)は当該信託譲渡を取り消すことができるとされています。	d	-	信託法第12条により、特許権者が通常実施権者(未登録)との契約を無視して特許権等を信託譲渡した場合、通常実施権者(未登録)は当該信託譲渡を取り消すことができます。		z15004	経済産業省	知的財産信託における特許権の通常実施権の取扱制度の改正	5062	5062006			社団法人、電子情報技術産業協会	6	A	知的財産信託における特許権の通常実施権の取扱制度の改正	改正信託法下による知的財産信託においては、多数の特許権等の流動化が今より盛んになることが予測されるため、特許権等の通常実施権の登録上の問題点等を検討し、通常実施権者等のビジネス状況を保持し、且つ有効な知財信託制度の構築を図るべきである。		知的財産信託では、通常実施権が付与されている特許権等を信託会社に信託譲渡する場合も想定される。この場合、現行の特許法に基づいて考えれば、その通常実施権を登録していなければ、その通常実施権者は信託会社に対して自らの通常実施権を対抗することができない。しかしながら、現在、特許権等の実施許諾契約においては、特許権者または通常実施権者は通常実施権の設定登録を行っていないことが一般的である。こういった状況で特許権者が通常実施権者(未登録)との契約を無視して、特許権等を信託譲渡した場合、当該通常実施権との間で紛争が発生する可能性がある。このような紛争が多発すれば、信託会社は特許権等の受託をためらうこととなり、ビジネスツールとしての信託制度の活用の可能性が狭まる。なお、通常実施権の設定登録をしなければ信託会社に対抗できないとする現行の規定が維持された場合、その登録の煩雑さ且つ費用のかかる登録手続きが特許権者または通常実施権者に発生し、信託に対して後ろ向きになるものと思われる。よって、今後は、設定登録がなされていない通常実施権が付属した特許権者が信託会社に移転された場合にその通常実施権者に信託の活用が阻害されない範囲で法定通常実施権を認める等の制度改正を要する必要がある。	特許法第99条第1項	
特許法第98条第1項 特許登録令第29条	特許法第98条第1項では、特許権の移転(信託譲渡含む)は、登録しなければ、その効力を生じないとされています。また、特許登録令第29条では、2以上の特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権又はこれらに関する権利に関する登録は、登録の目的が同一である場合に限り、同一の申請書で申請することができるとされています。	d	-	特許登録令第29条の規定により、2以上の特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権又はこれらに関する権利に関する登録は、登録の目的が同一である場合に限り、同一の申請書で申請することが可能です。		z15005	経済産業省	知的財産信託における特許権等の移転登録に関する手続制度の改正	5062	5062007			社団法人、電子情報技術産業協会	7	A	知的財産信託における特許権等の移転登録に関する手続制度の改正	改正信託法下による知的財産信託においては、多数の特許権等の流動化が今より盛んになることが予測されるため、特許権等の移転に関する手続き等を検討し、登録手続き業務等が簡便で円滑な知財信託制度の構築を図るべきである。		知的財産信託において、信託譲渡に伴い特許権等を信託会社へ移転する際には移転登録を行う特許権の件数が多くても特許権毎に行う必要がある。このため、信託会社は受託した特許権等に対して特許権毎に移転登録手続きを行う必要があり、多数の特許権等の移転登録は非常に煩雑となる。こういった状況を鑑みて、今後は特許権等の移転登録をまとめて一括して行えるような制度改正を整える事が必要である。	特許法第98条第1項	
		c		当省主管の国家資格については、各資格により要件も様々であるが、総じて高い専門能力を求められるものであり、その能力を証明する試験の実施においても公平性・中立性が求められることから、一概に試験の実施について開放することはできない。		z15006	経済産業省	国家試験運営/管理事業	5072	5072001			民間企業	1	B	国家試験運営/管理事業	経済産業省主管で行われている国家資格試験の運営・管理業務を市場化テストの対象とする。	37の国家資格試験の業務をツールマニファクトすることで、告知、願書受付、試験会場管理、監督者管理、応募者管理、結果集計/管理、合格者管理、試験問題管理等の一連の業務を全てシステム管理する。インターネット申込みや可否の結果の携帯電話への連絡が可能になったり、受験者側にとっても利便性が向上するしくみを整備する。	左記を実施することで、システム構築費用、運用コストが大幅に削減可能となるだけでなく、受験者へのサービス向上が図られる。		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	省庁番号	管理コード	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
	国内において、物品購入等のため職員による立替払を必要とするケースはほとんど想定されないことから、既設の会計機関が処理している。 また、出張旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律第3条第1項の規定により職員に直接支給することとされている。 また、出張に伴う費用を職員個人のクレジットカードで支払うことに関しては特段の制約はない。	d	-	国際会議への出席等に際し、海外でコピー、ファクシミリの使用等が予定される場合は、現地で契約する必要があることから、会計法第13条第3項の規定に基づき、出張者のうち適任者を契約権限の有する分任支出責任者として任命し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行い、後日、利用内容を確認のうえ、クレジット会社からの請求に基づき、センター支出官払いとしているところであり、会計法令の範囲内で適正に処理しているところ。		z15007	全省庁	政府における物品調達・支払業務におけるクレジットカードシステムの導入	5075	5075002			クレジットカード普及連絡会(クレジットカード会社29社別紙参加カード会社 社名一覧ご参照)	2	A	政府における物品調達・支払業務におけるクレジットカードシステムの導入	諸外国と同様にクレジットカードシステムを導入した。政府における物品購入・支払いシステムを実現し、政府の物品調達・支払いに関するコスト削減や業務プロセスの効率化を実現していただきたい。については、会計法や予算決算及び会計令等のにおいて、本要望を妨げる規定がある場合は、その規定をご指摘いただくとともに制度を改正いただきたい。	各府省庁において実施されている、物品調達・支出の一連の業務プロセスにクレジットカードシステム(政府購買専用カードの発行、決済システムの活用、共同アウトソーシングシステムの構築等)を導入する。まずは、いくつかの府省庁で実証実験を行い効果を確認、効果が見られた場合は、その他の府省庁に順次拡大する。	諸外国では、既にクレジットカードシステムを導入し、政府物品調達・支払業務におけるコスト削減・効率化において大きな成果を上げている。米国では年間14億ドル、イギリスでは年間1億ドルのコスト削減効果があると推定されている。従って、日本においても物品調達・支払業務にクレジットカードシステムを導入することによる、コスト削減・効率化効果が見込めるものと考えられるため、関係府省において検討をお願いしたい。			【ご参考:クレジットカードシステムを導入している諸外国】米国、イギリス、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ノルウェー、スウェーデン、ニュージーランド、シンガポール、台湾、タイ、カナダ、アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、プエルトリコ等。物品調達に限定するものではなく、政府からの様々な支出においてクレジットカードシステムを導入している国々
電気事業法 第43条第1項 電気事業法施行規則 第52条第2項、第52条の2、第53条第1項、第2項 主任技術者制度の解釈及び運用(内規)3.	主任技術者制度の解釈及び運用(内規)において、保安業務従事者は委託契約の相手方の法人の従業員であることを規定しているが、これは電気事業法施行規則第52条の2第2号の規定(保安管理業務を遂行するための体制が、保安管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。)を担保するためである。 したがって、保安管理業務のみを営む法人については、役員を従業員同様とみなし保安管理業務従事者とする。保安管理業務以外の業務も営む法人については、保安管理業務専任の役員を従業員同様とみなし保安管理業務従事者とする。ことも認めている。	d	-	制度の現状で述べているとおり、現行の規定により対応可能。		z15008	経済産業省	電気主任技術者の外部委託制度の審査基準の緩和	5089	5089001			鷲見圭一	1	A	電気主任技術者の外部委託制度の審査基準の緩和	現行法で規制されている電気主任技術者の外部委託制度における「法人マネジメントシステム」について、法人役員でも保安業務従事者になれるという審査基準への緩和。	現在個人事業者である「電気管理技術者」本人が、法人役員(代表取締役)となり、法人を設立することができるようになる。かつ、法人化により社会的信用が大きくなり業界での地位確立と業界の活性化が産業界の発展につながる。	提案理由:現行法は、主に大企業または従来からある財団法人の組織を意図したものになっていると想定され、役員は保安業務管理者になれないと規定されている。つまり、個人が法人を設立し、自らが役員(代表取締役)になったならば保安業務を行ってはいけなくなる。しかし、どの業界の中小企業を問わず役員が経営及び業務を兼任し現場で活躍している事例があるのは明らかである。特に中小企業の役員だから保安業務ができないとなると考えにくい。また、法人化による社会的信用増大、業界の活性化を損なうものと考えられ、法人化を行う上での障害となっている。 代替措置:現行法の法人審査基準によれば、代替措置は必要ないと考えられる。	電気事業法施行規則第52条第2項の承認に関する審査基準		
火薬類取締法第25条第1項	火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。	c	-	火薬類の消費の許可は、火薬類取締法における火薬類の災害防止、公共の安全確保等の目的を達するため、行政主体が私人に対して一方的に法律関係を形成する行政行為であり、このような許可事務を民間に委託することはできない。		z15009	経済産業省	火薬類消費許可の市場化テスト	5094	5094001			佐藤賢易	1	B	火薬類消費許可の市場化テスト	火薬類の消費の許可の事務を民間に委託する。	火薬類の消費の許可は都道府県の自治事務とされているが、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、都道府県が独自に条例を定めれば、市町村に権限を委譲することが可能である。しかし、火薬類の消費の許可は、火薬類取締法に関する専門的な知識を必要としており、このような専門的な知識を有する職員を全ての市町村に置くことは、行政事務の効率性の観点から望ましくないとされているところ。このため、民間にこの事務を委託することは行政事務の効率化の観点から望ましいと思われる。	火薬類取締法第25条第1項			

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	省庁番号	管理コード	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
火薬類取締法第17条第1項	火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。	c	-	火薬類の譲受の許可は、火薬類取締法における火薬類の災害防止、公共の安全確保等の目的を達するため、行政主体が私人に対して一方的に法律関係を形成する行政行為であり、このような許認可事務を民間に委託することはできない。		z15010	経済産業省	火薬類譲受許可の市場化テスト	5094	5094002			佐藤貿易	2	B	火薬類譲受許可の市場化テスト	火薬類の譲受の許可の事務を民間に委託する。		火薬類の譲受の許可は都道府県の自治事務とされているが、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、都道府県が独自に条例を定めれば、市町村に権限を委譲することが可能である。しかし、火薬類の譲受の許可は、火薬類取締法に関する専門的な知識を必要としており、このような専門的な知識を有する職員を全ての市町村に置くことは、行政事務の効率性の観点から望ましくないとされているところ。このため、民間にこの事務を委託することは行政事務の効率化の観点から望ましいと思われる。	火薬類取締法第17条第1項	
火薬類取締法第3条	火薬類の製造の業を営もうとする者は、製造所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。	d	-	がん具煙火への新たな追加指定を要望し、それを目的として「新規がん具煙火追加要望審査実施要領(平成17年3月28日付け原子力安全・保安院内規)の別添(がん具煙火の安全性評価基準)に定める安全性の判定試験を実施するために火薬類を製造する行為は、火薬類取締法第4条但し書で規定している理化学上の実験に該当するものと解され、経済産業省令で定める数量以下であれば現行法においても無許可で製造することができる。		z15011	経済産業省	新規がん具煙火安全性確認検査用火薬試料の無許可製造	5094	5094003			佐藤貿易	3	A	新規がん具煙火安全性確認検査用火薬試料の無許可製造	新規にがん具煙火として指定を受ける際に、新規事業者あるいは火薬類製造保安責任者免状を有する等一定の資格がある者が、安全性の確認のために火薬試料(新規がん具煙火検査用試料)を製造する場合は、毎回一定量まで無許可で製造できるようにしていただきたい。		経済産業省より新規のがん具煙火として指定を受けるには、事業者が火薬(新規のがん具煙火)を製造して安全性の確認検査を実施し、その検査結果を経済産業省に提出しなければならない。火薬を製造するには経済産業大臣より火薬の製造の許可を受けなければならない。このため、安全性の確認を行うための少量の火薬を製造する場合でも、火薬製造事業者と同じ火薬の製造の許可が必要となり、安全性の確認検査用の火薬試料(新規がん具煙火検査用試料)が全く製造できない状況にある。	火薬類取締法第3条	
火薬類取締法第25条第1項	火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。	d	-	がん具煙火への新たな追加指定を要望し、それを目的として「新規がん具煙火追加要望審査実施要領(平成17年3月28日付け原子力安全・保安院内規)の別添(がん具煙火の安全性評価基準)に定める安全性の判定試験として火薬類を消費する行為は、火薬類取締法第25条第1項但し書で規定している理化学上の実験に該当するものと解され、経済産業省令で定める数量以下であれば現行法においても無許可で消費することができる。		z15012	経済産業省	新規がん具煙火安全性確認検査用火薬試料の無許可消費	5094	5094004			佐藤貿易	4	A	新規がん具煙火安全性確認検査用火薬試料の無許可消費	新規にがん具煙火として指定を受ける際に、新規事業者あるいは火薬類製造保安責任者免状を有する等一定の資格がある者が、安全性の確認のために火薬試料(新規がん具煙火検査用試料)を消費する場合は、毎回一定量まで無許可で消費できるようにしていただきたい。		経済産業省より新規のがん具煙火として指定を受けるには、事業者が火薬(新規のがん具煙火)を製造して安全性の確認検査を実施し、その検査結果を経済産業省に提出しなければならない。この安全性の確認検査を行うためには都道府県知事より毎回、火薬の消費の許可を受けなければならない。このため、安全性の確認を行う毎に都道府県知事に許可の申請作業を行わなければならない。安全性の確認検査(消費)が容易に行えない状況にある。	火薬類取締法第25条第1項	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	省庁番号	管理コード	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
投資顧問業法第31条 商品ファンド法第33条等	認可投資顧問業者は、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を営むにつき公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものについて、内閣総理大臣の承認を受けたときは、他の業務を営むことができる。 また、商品投資顧問業者は、兼業に関して事後届出が必要。	d	-	投資一任契約に係る業務を行う証券投資顧問業者は、その他の資産を運用することについて、公益又は投資者保護のため支障がないと認められれば、承認を受けて兼業として運用することは可能であると考えられる。 また、商品投資顧問業者に関しては、承認手続は必要なく、事後に届け出ることにより、その他の資産を運用することができる。		z15013	金融庁・農林水産省・経済産業省	単一の企業(資産運用業者)による、海外でManaged Futuresとよばれる投資商品の運用解禁	5099	5099001			オリックス株式会社	1	A	単一の企業(資産運用業者)による、海外でManaged Futuresとよばれる投資商品の運用解禁	現在、商品投資顧問業者が証券投資顧問業の一任業務の許可を受け、商品投資顧問業との兼業が認められた場合でも、有価証券以外の金融先物取引、外国為替等先物取引の投資顧問・運用業務について取扱いが明確化されていない。これを認め、海外でManaged Futuresと呼ばれる投資商品の運用を可能とすることを要望する。同時に、現在検討されている投資サービス法上の運用業者において、Managed Futuresの運用を認めることを要望する。	従来、Managed Futuresを運用するためには、海外に資金を持ち出した上で海外の運用業者に委託しなければならなかったが、国内での運用が可能になり、市場の活性化が実現し、投資家のリスク分散も可能となる。	これまでは本邦投資家がManaged Futuresで運用しようとした場合、海外に資金を持ち出して海外の業者に運用させることとなっていた。本要望が実現すれば、日本の法規制に基づく商品ファンドとは異なり、運用対象や金額等の比率・制限等がないManaged Futuresの運用委託が可能となる。日本の場合は証券投資顧問業と商品投資顧問業が縦割りの規制となっており、仮に両ライセンスを取得しても、運用対象と指定されていない先物取引で運用できない。米国のような横断的な「投資サービス法」上でManaged Futuresの運用をみとめていただきたい。			
国家公務員法等	国家公務員法等で再就職等に一定の制限等が行われている。	d	-	職員の再就職については、職員の有する知識・経験・能力等を踏まえ、適材適所という観点から行われている。指摘されている関係企業への再就職については、既に国家公務員法で、離職後2年以内に、その離職前5年間に在職していた国の機関と関係していた営利企業は再就職は禁止(人事院の承認を得た場合にはこの限りでない)されており、必要な対応は行われている。		z15014	全庁	行政機関の役職退職者が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体に就職することを禁止する	5110	5110014			特定非営利活動法人「子ども無煙環境を」推進協議会	14	A	行政機関の役職退職者が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体に就職することを禁止する	行政機関(例えば財務省)の退職者(役職の)が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体(例えばJTやたばこ協会、販売組合など)に就職することは、天下りであって癒着を生み、行政の公平性を損なうので、禁止することが必要である。	行政と、管理監督される側は、天下りなど人事を通して癒着の事例が多くあるので、公平性と透明性のために、禁止が必要である。	近年、最近も、天下りによる不祥事が多く見られることから、この禁止が行政改革上からも必須である。	人事院等の法令		
中小企業信用保険法施行規則第8条	平成17年12月1日の省令改正により、純資産額が1億円以上3億円未満の中小企業者も対象として加えたところ。	d	-	平成17年6月20日にとりまとめられた中小企業政策審議会基本政策部会の報告や、これまでの要望も踏まえて、今般省令改正を行い、特定社債保証制度において、純資産額が1億円以上3億円未満の中小企業者も対象として加えたところ。(平成18年1月10日施行)		z15015	経済産業省	信用保証協会による社債保証制度(「特定社債保証制度」)の適債基準の緩和	5116	5116010			社団法人 第二地方銀行協会	10	A	信用保証協会による社債保証制度(「特定社債保証制度」)の適債基準の緩和	純資産額1億円以上3億円未満の中小企業者も対象として加える。	地域金融機関の主要取引先である中小企業や成長企業等において多様な資金調達が可能となり、地元企業の成長・発展が期待できる。		中小企業信用保険法第3条の9 中小企業信用保険法施行規則8条		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	省庁番号	管理コード	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
	平成13年12月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合に限り譲渡禁止特約の部分解除を実施。 平成16年7月より本省において、利用目的を限定せず、譲渡対象者を拡大する形で部分解除を実施。	d	-	当省においては対応済み		z15016	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5118	5118006			社団法人リース事業協会	6	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各都道府県及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		本年6月に同要望を提出したが、各都道府県の対応が異なり、引き続き、統一かつ早急な対応が求められる。		
中小企業金融公庫法附則第7項 中小企業総合事業法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第8条第1項 機械類信用保険法第3条の2、第8条第2項、第9条第2項、第11条	機械類信用保険については、平成15年4月1日を以って廃止されたところ。一方、機械類信用保険法廃止前の保険関係(以下「旧保険関係」)については、既に成立している当該旧保険関係に係る具体的な私人間の権利及び義務を保護する観点から、引き続き中小企業金融公庫が保険金の支払及び回収金の回収等の業務(機械保険経過業務)を実施しているところ。	b	-	被保険者の適切な債権の管理が担保されることを前提として、債権譲渡の可否を含め、適切な債権管理の在り方、整理措置の導入等につき検討を行い、平成17年度内を自目的に具体的な措置内容につき結論を得た上で、平成18年度内に措置を行うこととする。		z15017	経済産業省	機械類信用保険付債権の譲渡の容認	5118	5118007			社団法人リース事業協会	7	A	機械類信用保険付債権の譲渡の容認	機械類信用保険は、平成14年12月、「中小企業総合事業法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律」が成立し、新規保険契約の引受けが停止し、廃止が決定した。廃止が決定しているにも拘らず、(1)回収業務についての期限の明示がないことから、業務量は縮小することは見込まれるものの、業務効率化が阻害されている。(2)機械類信用保険付債権のサービス等への譲渡が容認されていないことから、信用保険関係を終結させることができず、不良債権を保有し続けなければならず、管理コスト負担が大きいため、機械類信用保険付債権のサービス等への譲渡を容認することにより、業務効率化及び管理コスト削減を図る。	不良債権処理の促進債権売却により回収した額の50%を回収金として中小企業金融公庫に納付することで、保険関係を終結させる。	経済産業省からの回答では、「平成17年度内を目途に具体的な措置内容につき結論を得た上で、必要に応じて平成18年度内に措置を行うこととする。」とのことであるが、不良債権処理及び財務健全化を早期に実現する為、早急の対応を希望する。債権の譲渡が容認されていないことは、リース会社の不良債権処理促進の大きな阻害要因となっている。この取扱はサービス法等債権回収業務が法的にも認知され、不良債権処理の有力な手段となっている現実にそぐわないものと考えられる。	中小企業金融公庫法附則第7項・中小企業総合事業法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第8条第1項・機械類信用保険法第3条の2、第8条第2項、第9条第2項、第11条	
投資顧問業法第31条 商品ファンド法第33条等	認可投資顧問業者は、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を営むにつき公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものについて、内閣総理大臣の承認を受けたときは、他の業務を営むことができる。 また、商品投資顧問業者は、兼業に関して事後届出が必要。	d	-	投資一任契約に係る業務を行う証券投資顧問業者は、その他の資産を運用することについて、公益又は投資者保護のため支障がないと認められれば、承認を受けて兼業として運用することは可能であると考えられる。 また、商品投資顧問業者に関しては、承認手続は必要なく、事後に届け出ることにより、その他の資産を運用することができる。		z15018	金融庁・農林水産省・経済産業省	単一の企業(資産運用業者)による、海外でManaged Futuresとよばれる投資商品の運用解禁	5118	5118027			社団法人リース事業協会	27	A	単一の企業(資産運用業者)による、海外でManaged Futuresとよばれる投資商品の運用解禁	現在、商品投資顧問業者が商品投資顧問業の一任業務の許可を受け、商品投資顧問業との兼業が認められた場合でも、有価証券以外の金融先物取引、外国為替等先物取引の投資顧問・運用業務について取扱いが明確化されていない。これを認め、海外でManaged Futuresと呼ばれる投資商品の運用を可能とすることを要望する。同時に、現在検討されている投資サービス法上の運用業者において、Managed Futuresの運用を認めることを要望する。		これまでは本邦投資家がManaged Futuresで運用しようとした場合、海外に資金を持ち出して海外の業者に運用させることとなっていた。本要望が実現すれば、国内でManaged Futuresの運用委託が可能となり、従来の投資商品と異なるManaged Futuresへの投資が容易となり、投資家の分散投資効果を高めることができる。同時に、国内先物市場の拡大、活性化が図れる。また、日本の場合には証券投資顧問業と商品投資顧問業が縦割り規制となっており、仮に両ライセンスを取得しても、運用対象と指定されない先物取引で運用できない。米国のような横断的なルールとして現在検討されている「投資サービス法」上でManaged Futuresの運用をみとめていただきたい。		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	省庁番号	管理コード	要項事項(事項名)	要項主体管理番号	要項事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要項主体名	要項事項番号	要項別(規制改革/民間開放)	要項事項(事項名)	具体的要項内容	具体的事業の実施内容	要項理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
国家公務員法等	コンプライアンスの強化については、今年8月に経済産業大臣を本部長とする監察本部を設け、綱紀粛正に関する措置、予算執行に関する監査の実施、職員の服務義務違反や違法な会計処理に関する処分の状況等について調査審議することになっている。	d	該当なし	不正行為や非倫理行為の未然防止については、監察本部の設置とともに、服務や会計処理に関する相談窓口(ヘルプライン)の創設や服務等に関する職員へのヒアリングの実施などを通じて行われている。また、コンプライアンス意識の向上については、今年度より、服務研修を本格的に強化するとともに、コンプライアンスに関するメールを発出するなどして、その意識の向上に全力で取り組んでいるところであり、必要な対応は行われている。		z15019	全庁	コンプライアンス監査システムの導入	5120	5120003			特定非営利活動法人 日本情報安全管理協会	3	B	コンプライアンス監査システムの導入	公務員による不正行為や非倫理的行為を未然に防止し公共サービスのレベルを高めるため、第三者機関による監査システムを導入する。	コンプライアンスに関するアンケート調査を各行政機関ごとに実施し、その結果に基づいて客観的なコンプライアンスレベルを評価、コンプライアンス研修を行うことによりコンプライアンスレベルを高める。このシステムは問題があつてからの対応ではなくコンプライアンス意識を高めることによる不祥事の予防システムである。	昨年、公務員による不祥事露見が頻発しているが、これを未然に防ぐためには、何よりもコンプライアンス意識を高めることにある。事後においては、監察組織による対応ということになるが、このシステムは少しでも未然に不正を防ぐことが目的である。			なし
経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年経済産業省令第8号)	左記のオンライン化法令においては、行政機関が特に定める場合を除き、オンライン手続には電子署名を、電子証明書を添付することとされている。また、各府省の汎用電子申請システムは、一部例外的手続を除き、オンライン化法令に沿って電子署名をし、電子証明書が添付されたオンライン申請等でなければ受け付けられないようになっている。このため、既に電子証明書を取得している場合を除き、オンラインによる申請等を行うとする者は、新たに電子証明書を取得しなければならない。	b		現在、オンライン手続を行った者を特定すること及び手続内容に改変が行われていないかどうかを確認することを目的とし、それらを達成するための現時点の最適な方法として、オンライン化法令上及び電子申請システム上、ほぼすべての手続について一律に電子署名・電子証明書を求めている。これが真に適切かどうかを、各手続の性質等を十分念頭に置きつつ、オンライン化利用促進の観点から改めて検討したい。また、利用目標の設定、利用状況の開示、電子申請システムを利用する者の意見を適切に反映できる仕組み作りについても、検討したい。		z15020	全庁	利用者サイドに立ったオンライン手続の見直しによる電子化促進	5121	5121003			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	3	A	利用者サイドに立ったオンライン手続の見直しによる電子化促進	電子的な手続を躊躇させる主因と思われる現行の公的認証の取扱い方法の根本的見直しが必要と考える。即ち、現在のように全ての手続に一律に公的認証を求めるやり方ではなく、手続毎にリスクの有無ならびに軽重を十分吟味の上、問題なしとされる手続には公的認証なしで簡易に手続ができるような検討を早期にお願いしたい。もちろん情報保護の観点ならびにインターネットという非対面での手続に伴なう必要な確認等の安全を十分考慮したうえという条件付にはなるが、これにより多くの利用者にとりオンライン手続が非常に身近なものとなり実利用の飛躍的な伸びにつながるものと考え、また、年度毎の利用目標を定め、実利用の推移を利用者に還元すると共に、定期的に利用者アンケートやパブリックコメントを募り、一層の見直しを図る仕組み作りの検討をいただきたい。	現在利用が進まないオンライン手続に幅広く利用者呼び込むために、「簡易」に利用できる手続への見直し・仕組み作りの検討が必要である。そして、オンライン手続の普及が実現すれば同時に、手続き時に発生する料金・手数料の電子収納についてのコースも高まり、申請から納付までの一連の手続きが「トランスポートレス(自宅から移動なし)」、「ペーパーレス(申請書なし)」、「キャッシュレス(現金のやりとりなし)」にて完了するという、行政手続の電子化の目指す最終型への実現に向けて大きな弾みがつくものと思料する。				
経済産業省は、既にモデル事業において電子申告の取り扱い件数についても毎年度数値目標を設定し、取り組んでいるところ。		d		「制度の現状」とおり既に対応済み。		z15021	全庁	モデル事業を活用しての電子政府の推進	5121	5121004			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	4	A	モデル事業を活用しての電子政府の推進	モデル事業として運営している財務省の国税電子申告・納税システム(e-Tax)、総務省の総合的なワンストップサービス整備事業(申請・届出窓口の一元化・電子化)のように各府省の予算要求時等に既存の電子申告・電子納付の取り扱い件数についても年度ごとに目標値を明確化しての計画立案と事後評価を確実に進めたい。すなわちモデル事業を現行の予算編成を改革するための試行事例としてのみだけでなく、電子政府の活性化のためにも幅広く活用して取扱い対象の多い電子申告・電子納付の項目については適用することを検討いただきたい。					

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	省庁番号	管理コード	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グローバル番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
弁理士法	労働者派遣は、労働者派遣事業者が派遣弁理士との間の雇用契約に基づき(指揮命令を通じて実質的に)弁理士業務を行うこととなるため、弁理士法75条で定められている業務(独占業務)については、同条に抵触すると考えられる。	c		弁理士法は、厳格な資格要件を課し、職務の誠実適正な執行のための能力的・倫理的担保のされた弁理士(又は特許業務法人)だけが、弁理士業務を行うことができる旨規定している。要望の弁理士の独占業務にかかる派遣については、派遣事業者は、弁理士を派遣すること自体により、同じ弁理士をライバル企業を扱う複数の特許事務所や特許業務法人へ派遣したり(利益相反)、扱う技術内容からみて必ずしも適切でない弁理士を派遣させる等の問題(信用保持義務違反)が生じるおそれがあり、認められることは適切ではない。 なお、弁理士の業務のうち、代理業務については、弁理士本人が依頼者から業務の委託を受けて当該弁理士本人の名において行う業務である(当該業務については指揮命令を受けることがない)ことから、そもそも労働者派遣の対象とはならない業務である。		z15022	金融庁・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・経済産業省	士業者派遣の解禁	5144	5144001			(社)日本経済団体連合会	1	A	士業者派遣の解禁	全ての士業について、有資格者・登録資格者の労働者派遣を認めるべきである。		企業再生やM&A等が頻繁に発生する中で、企業は短期的に弁理士や会計士、中小企業診断士や社労士といった専門家やその補助者といった人材を集中的に必要とするケースが多くなっており、こうした現場に相応しいプロフェッショナルを供給し、各各種士業者の労働者派遣・紹介を認めるべきである。	公認会計士法第47条の2 弁理士法第72条 司法書士法第73条第1項 土地家屋調査士法第68条第1項 税理士法第52条 社会保険労務士法第27条 行政書士法第19条 弁理士法第75条	弁理士、外国法事務弁理士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、社会保険労務士及び行政書士の業務については、資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けることがない)こと、労働者派遣の対象とされないこと、労働者派遣については全国規模で2005年度に措置がなされるところであるが、対象範囲は非独占業務に限定されている。
「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分」の規制に関するバーゼル条約、 「特定有害廃棄物の輸出入等の規制に関する法律」第2条第1項、第8条 外国為替及び外国貿易法第52条 輸入貿易管理令第3条第1項、第4条第1項第3号 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入についての許可を受けるべき貨物の原産地または船舶地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭四一・四通告百七十)	バーゼル条約において、締約国間で規制対象となる有害廃棄物等の輸出入を行う場合には、輸出国は輸入国又は通過国への事前通告及びその同意取得が義務付けられている。また、同条約の国内法となつており、関係国間の取り決めにおいてはこの取り決めが適用される。ただし、OECD理事会決議では規制対象物がバーゼル条約と若干異なるもの、上記のような手続きは同じように必要となる。	C		「バーゼル条約の輸入承認の審査においては、特定有害廃棄物等が我が国において適正処理されることが確保されるべきであり、輸入される特定有害廃棄物等が我が国から輸出された製造品である原料から生じたことをもって、我が国において適正処理されるは必ず、手続きを簡便化する理由にはならない。またバーゼル条約上、「我が国における製造・販売・輸出事業者が明確である材料・部品が、輸出国で使用された後に発生した特定有害廃棄物等である」と、我が国においてリサイクル目的で適正処理することが確保されるもの、に関して手続きの特例等を認めてはならない。日本はバーゼル条約の締約国であるとして、有害廃棄物の輸出入に関して条約上の手続きを適正に履行する義務を負うため、我が国がバーゼル条約の締約国の輸出入手続きを任意に簡便化することはできない。 一方、バーゼル条約とは別に、二国間又は包括的な協定による実施も考えられるが、アジアにおいては協定を締結する期間がほとんど途上国となるなどOECDの場合とは異なる点もあり、まずは、両国の状況を踏まえつつ課題の整理を行っていく必要がある。 経済産業省では、昨年の「持続可能なアジア環境経済社会の実現に向けて」の報告書を踏まえ、アジア域での環境汚染の防止及び資源有効利用の促進のため、アジア域でのリサイクル技術の協力、アジア各国で処理が困難な物として、我が国が対応可能なものについて受け入れを確保している。また、トレーサビリティの確保については、我が国から輸出される資源が輸入国において適正に処理されるよう、トレーサビリティを確保するための要件、具体的な手法等について調査を今年度行っていること。 行政手続きに要する期間の問題については、輸入承認においては一度の承認で最長1年間の継続的な包括承認が可能となっている。また、輸入承認とは別に輸入の都度、当省の輸入移動書類の交付が必要であるが、本年度より交付手続きの際、輸出国からの移動書類を写して送付して調査できるとしており交付期間の短縮化に努力していること。 なお、リサイクルなど適正処理する目的で、我が国に輸入され、高度な技術・ノウハウを有する我が国国内の施設で処理を行う場合には、可能な範囲内で迅速な対応がなされるよう努めて参りたい。		z15023	経済産業省・環境省	アジアの資源循環に資する特定有害廃棄物含有物の輸出手続の緩和	5144	5144042			(社)日本経済団体連合会	42	A	アジアの資源循環に資する特定有害廃棄物含有物の輸出手続の緩和	わが国における製造・販売・輸出事業者が明確である材料・部品が、輸出国で使用された後に発生した特定有害廃棄物含有物であるとして、わが国においてリサイクル目的で適正処理することが確保できるものについては、二国間あるいは包括的な協定を結ぶなどして、アジア圏においても、OECD加盟国間と同等の手続きで資源循環を図ることができるようにすべきである。	(要望理由) その他(特記事項)に掲げたものは、アジアの諸外国で処理しようとする廃棄物となつてしまふが、わが国は高いリサイクル技術を有していることから、わが国に逆輸入できれば、資源として有効に活用できる。しかし、これらの有価物は市場の変動が激しいため、行政手続に多大な時間がかかってしまうと、ビジネスとして成り立たなくなり、資源の再利用ができない。 ちなみに、EU圏では、特定有害廃棄物を含有したものであっても、バーゼル条約よりOECD理事会決議が優先され、廃棄物の再資源化循環目的の輸出入が行われている。(右欄へ続く)	(左欄より続く) 一方、アジア圏では、OECD加盟国が日本と韓国だけであるため、こうした取り組みが進んでいないが、本年4月に日本で開催された3Rイニシアティブ関係会議において、アジア圏における資源循環体制づくりの必要性が認識されたところである。この一環として、わが国にできることは、他国への再資源化技術の技術移転については、現地国の規制や経済状態等の条件を克服する必要がある。そこで、比較的实现性の高い施策として、輸入に関する規制を緩和することで、アジア圏における資源循環・再利用の促進と発展に大きく寄与できる。	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル条約)	(左欄より続く) しかし、こうした有価物を含む特定有害廃棄物含有物をリサイクル目的で日本に逆輸入しようとする場合、いわゆるバーゼル法の適用を受けるために、行政手続等に例えば2ヶ月以上かかるなど、多大な時間を要してしまう。 生産活動後に発生する有価物を含むものとして、例えば下記がある。 プロダクト・スクラップ、使用後のめっき材料等、製造工程での金属付着物、使用済触媒、めっき液等
高圧ガス保安法 石油コンビナート等災害防止法	「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」における検討結果を踏まえて、申請書類の共通化、検討結果の相互活用等の様々な措置を講じている。	c(一部はd)		保安四法については、各法令の趣旨目的等が異なることから、これらの法規制を一本化することは困難である。 また、保安四法を一本化しないままでも、従来から重複検査の排除などの各法令における運用の合理化・整合化を進め、平成12年1月の石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会、の最終報告に基づき、審議する各申請・届出書類の共通化等の措置を講じていることである。 具体的要望がある観点に関して、高圧ガス保安法については以下のとおりである。 ・高圧ガス保安法(維持補修等)については、高圧ガス保安法第14条の規定により許可可必要とせず事後届出のみで良い。 ・高圧ガス保安法(保安管理)については、保安管理の移行については、法令・変更により事前に安全性の審査がなされていない高圧ガス保安法(保安管理)が存在すること、保安管理が実効的でないこと、 ・法令の性能規格化や民間規格の積極的活用については、既に取組を行っていること。 ・民間規格の活用については、既に法令に民間規格(ASME)の規格をベースとした基準の取り入れを行っていること。		z15024	総務省・厚生労働省・経済産業省	保安法令の重複適用の排除	5144	5144047			(社)日本経済団体連合会	47	A	保安法令の重複適用の排除	装置を構成している一つ一つの機器・設備までが、複数の法令によって重複して規制を受けることのないよう、各法の適用範囲に係る指定基準を策定し、それに則って、重複適用を排除すべきである。 少なくとも、さらなる合理化、整合化に向けた措置として、機器・設備に適用される適用法令を装置ごとに一括して適用することすべきである。 第一段階として、例えば改造・増設を伴わない変更(維持補修等)については、法令の重複適用を解消すべきである。 また、高度の保安管理体制の確立を前提として、以下の点につき検討すべきである。 ・設備設置・変更の許可制(事前審査型規制)から規定遵守状況を適宜確認する方法(実行監視型保安規制)への移行 ・技術的事項(設備設置、検査等)について法令の性能規格化の下、民間企画の積極的活用 ・国際整合性のとれた保安規制の整備	(要望理由) コンビナート事業所の機器、設備は全体で一つのシステムとして機能しており、保安諸法はそれぞれ異なる目的と対象を有するもの、現状の規制はプラント全体の総合的な保安確保の目的には必ずしもそぐわないものとなっている。例えば、石油精製、石油化学のプロセスは、貯蔵タンクを除きほとんどが気液混合の、大気圧を超える状態であるため、消防法・高圧ガス保安法または労働安全衛生法が複数適用され、許可申請、完成検査(落成検査)、検査記録の作成・保存等において、重複して行うこととなっている。高圧ガス保安法と労働安全衛生法は運用上、適用区分されている。(右欄へ続く)	(左欄より続き) 「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者委員会」では、保安四法の重複適用を排除し、整合化等合理化を進めるとしているが、法改正を伴う抜本的な合理化は検討されていない。申請・届出書類の様式統一に止まらない合理化を実施すべきである。 一設備または一装置について一法令の適用となれば、許可にかかるとなれば、負担が軽減される。また、事業者の国際競争力の強化に寄与することが期待される。	石油コンビナートに適用される保安諸法規制は、法ごとに異なる省庁が所管することから、技術基準、申請・立会要件等が異なり、重複規制を受けることとなっている。 例えば、大気圧以上の機器については、消防法では「圧力タンク」、高圧ガス保安法では「ガス設備」、高圧ガス製造設備、労働安全衛生法では「圧力容器」と、異なる名称で規制され、装置を構成する一つひとつの機器・設備までが複数の法令により重複して規制されている。 こうした規制の重複は、技術基準の性能規格化を推進する上で妨げとなっているほか、事業者は、基準の解釈と整合性の確保、申請手続き、検査への対応等、多大な負担を強いられることとなっている。	

